

岐阜県公報

目次

告示

保安林に指定する予定である旨の通知
道路の供用開始
建築基準法に基づく道路の位置指定

公示

飼料の試験結果
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可

(治山課) 四七七
(道路維持課) 四七八
(建築指導課) 四七九

(畜産課) 四七九
(岐阜農林事務所) 四八一
(同) 四八一

告示

岐阜県告示第四百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市江名子町二六二九の一、二六七三の三一、二六七三の三二、滝町一七七八の六

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。()

第二千六百六十四号
平成二十二年七月十三日

(火曜日)

岐阜県告示第四百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 美濃市字室瀬三八三九、三八四一、三八四二、三八五一の二、字見坂三七八一の一、三七八一の二、三七八一の三、三七八一の四、三七八一の二、三七八三、三七八四、三七八五の一、三七八五の二、三七八六から三七八八まで、三七九一、三七九二の二、三七九二の三、三七九三、三七九四、三七九六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び美濃市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

- 本巢市外山字ボタシタ九五六、九五七の一、九五八の一、九五八の二、九五九、九六〇の一、根尾上大須字越田土一八七一、一八七七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ボタシタ九五六、九五七の一、九五八の二、九六〇の一、九五八の一・九五九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字越田土一八七一、一八七七
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年七月十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備 考 (区域 決定又 は告示 年月日)
------	-----	---	---	--------------	-------------	-------------------------------------

県道	大垣線	羽島市正木町須賀本村一六番地先から 同 市正木町森新田三丁目 五三番地先まで	1,100.0	平成 三・七・二三	平成 四・七・三	ほか
----	-----	--	---------	--------------	-------------	----

岐阜県告示第四百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により公告する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
瑞穂市本田字南縄ノ尻一三〇二番九	四・〇	三・〇	岐建築第九号	平成 三・四・二三
本巣郡北方町芝原西町二丁目七番四	四・六	二四・九	岐建築第九号の二	同 五・三
瑞穂市横屋字中吹四二番四	五・〇	二六・四	岐建築第九号の四	同 五・三

西濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
揖斐郡大野町大字六里字村前二九番四	六・〇	九・七	西建築第一〇五号	平成 三・四・二〇
不破郡垂井町綾戸字河原道一〇九〇番四	四・〇	二七・八	西建築第一〇五号の二	同 六・〇

中濃建築事務所

幅員	延長	指定
----	----	----

東濃建築事務所

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
美濃加茂市加茂野町加茂野字西野一 九六番四	六・〇	四七・七	中建築第三号	平成 三・五・一〇
関市南仙房三六番四	四・四	二六・八	中建築第三号の二	同 四・三
美濃加茂市蜂屋町中蜂屋字里八三八 一三番四及び三八〇一番の一部	六・〇	六・七	中建築第三号の三	同 五・一〇

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定番号	指 定 年 月 日
恵那市東野字白板一八七六番二九	六・〇	四・七	東建築第三号の二〇	平成 三・五・二五
中津川市手賀野字会所沢一七五番五 九一	六・〇	二六・六	東建築第四号	同 五・七
土岐市妻木町字久ノ下一四七五番四、 一四七六番四、 同 市同 町字万場一一一三番一八 及び土岐市所管法定外公共物（道 路）	四・七	三・五	東建築第四号の二	同 五・一〇
土岐市土岐津町高山字盆縄手二八九 番七、二九〇番六、二九〇番七、二 九一番九及び二九二番四	六・〇	五・二	東建築第四号の二	同 六・〇

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公 示

飼料の試験結果

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十二年五月に収去された飼料の試験の結果の概要を公表する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

収去番号	製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	試料の名称	製造年(輸入)	試験結果の概要										違反の内容		
					粗たん白質 %	粗脂肪 %	粗繊維 %	粗灰分 %	カルシウム %	リン %	揮発性塩素 %	水溶性塩素 %	ペグ化率 %	T D N %		M E Kcal /kg	その他の検査
1	愛知県名古屋協同飼料株式会社名古屋工場	高山市丹生川(株)石地丹生川ストックポイ	マザーくろうし	H22.05	15.1	2.9	6.0	5.7	0.72	0.76							
2	同上	同上	高山ビーフ	H22.05	12.0	2.9	3.3	3.3	0.20	0.50							
3	同上	同上	ひだビーフ後期	H22.05	12.3	2.9	3.4	3.3	0.20	0.52							
4	愛知県碧南市玉津裏町 全国酪農飼料株式会社東海工場	高山市八日町 飛騨酪農農業協同組合ストックポイ	こたわりナンバー	H22.05	18.1	3.4	4.0	4.8	0.76	0.50							
5	同上	同上	ハイランド74	H22.05	16.6	4.4	5.6	5.1	0.85	0.61							
6	同上	同上	マイトイペーヌ	H22.05	16.7	5.5	5.7	4.6	0.63	0.50							
7	愛知県知多市北浜町 JA 東日本くみあい飼料株式会社知多工場	高山市国府町三日町 JA 東日本くみあい飼料株式会社 中継基地	肥育に一番	H22.05	14.1	2.5	6.2	3.4	0.32	0.44							
8	同上	同上	飛騨牛繁殖用新れんさん	H22.05	17.1	3.5	5.5	6.1	0.88	0.73							
9	同上	同上	新ひだっこG	H22.05	17.2	2.6	6.7	6.1	1.03	0.52							
10	同上	同上	ほいくの健ちゃん	H22.05	20.3	3.2	3.4	4.9	0.75	0.50							
11	同上	同上	ハイ・コーンブレークアルファ	H22.05	12.7	3.5	4.5	2.9	0.20	0.47							
12	愛知県豊橋市明海町 豊橋飼料株式会社	高山市間屋町 高山米穀畜産部	飛騨の里	H22.05	13.9	4.7	5.0	4.6	0.19	0.54							
13	愛知県知多市北浜町 中部飼料株式会社	同上	きらめき仕上	H22.05	12.7	4.6	4.8	3.1	0.19	0.55							

14	同上	同上	きらめき	H22.05	14.6	4.5	6.7	3.5	0.21	0.61								
----	----	----	------	--------	------	-----	-----	-----	------	------	--	--	--	--	--	--	--	--

土地改良区役員の変更及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住	所
岐阜市次木	平成三三・三三	理事	可児 昇	岐阜市次木	七三番地
木用水土	三三・三三	同	堀 俊郎	同	六三三番地
地改良区		同	日比野 克秀	同	四〇一番地一
		同	日比野 博史	同	六八一番地
		同	角野 清弘	岐阜市高河原	二五〇番地二
		同	青木 昭吾	同	一一三番地一
		同	堀 江良弘	同	四丁目一六〇番地
		同	堀 良弘	同	西鶉
		同	馬場 莞次	同	六二九番地一
		同	和田 巖	同	四七番地三
		同	和田 巖	高河原	

就任した役員

土地改良区	年月日	役名	氏名	住	所
岐阜市次木	平成三三・四一	理事	堀 廣和	岐阜市次木	六二七番地
木用水土	三三・四一	同	堀 廣和	同	六二七番地
地改良区		同	堀 憲雄	同	八〇〇番地

土地改良区の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
岐阜市合渡土地改良区	平成三三・四・一六

土地改良区の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
中 濃 用 水 土 地 改 良 区 連 合	平 成 二 一 ・ 五 ・ 七

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
岐 阜 市 古 市 場 土 地 改 良 区	平 成 二 一 ・ 五 ・ 二 二

平成二十二年七月十三日発行

発行者 発行所

岐阜市数田南一丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター